

令和4年 八潮市農業委員会 11月総会 議事録

- 1 開催日 令和4年11月24日(木)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮メセナ3階会議室1・2

4 出席委員 13名

会長	1番	大塚 一宏		
委員	3番	大野ヒロ子	9番	飯山 敏行
	4番	渋谷 稔	10番	新井 孝美
	5番	荻野 恭子	12番	鈴木 新一
	6番	齋藤 富子	13番	鈴木 隆
	7番	福岡 達則	14番	田中 幸夫
	8番	小倉 雅樹	15番	松田 淳一

5 欠席委員 2名

会長職務代理者	2番	小早川喜一
委員	11番	臼倉 正浩

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第32号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する
特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項
の規定による特定都市農地貸付の承認の件

議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会11月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日は13名出席となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、2番、小早川喜一委員、11番、臼倉正浩委員から欠席の連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の総会につきましても新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上に長くならないよう配慮していきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中11月の総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

まずは、やはり昨日のワールドカップの日本がドイツに勝ったという、それが一番の話題ではないかと思うんですけども、それから、陽気が暖か過ぎて、うちは小松菜がLサイズ、2L状態にどんどんなっていていきまして、次のいなむらも追いかけてきて、大変すったもんだしている感じです。今年は12月は寒くなると予報で早くから言われていたんですけども、これじゃどうかなという状況で、このままいっちゃうんじゃないかなという感じがして、大変恐れています。

本日も最後までよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、本日の傍聴者につきましては1名ございます。入室等につきましては、会長、お諮りくださるようお願いいたします。

○会長 それでは、本日の傍聴者は1名ということでございますが、皆さん、入室を許可して

もよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○会長 ありがとうございます。

それでは、傍聴者の入室を許可いたしますので、中にお入りください。

———— 傍聴者入室 ————

○会長 それでは、事務局のほうで資料の確認をお願いします。

○事務局長 それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせをお願いします。

- | | |
|--|------------|
| ①八潮市農業委員会 1 1 月総会次第 | A 4 横 |
| ②特定都市農地貸付けの承認申請書 | (資料 - 1) |
| ③市民農園の開設方法 | (資料 1 - 2) |
| ④令和 4 年度秋季農地パトロール結果 | (資料 2 - 1) |
| ⑤農地の利用意向調査について | (資料 2 - 2) |
| ⑥農地の適正管理について (お願い) | (資料 2 - 3) |
| ⑦農業委員会委員任命までのスケジュール (案) | (資料 - 3) |
| ⑧令和 4 年度農地利用最適化活動活性化研修会 DVD の送付について (通知) | (資料 - 4) |
| ⑨農業委員会活動記録簿 (1 1 月～1 2 月分) | |
| ⑩ (来年の) 農業委員会手帳 | |

手帳の中の身分証明書は、現在お持ちの手帳に入っているものと入れ替えてご使用ください。もしなくしてしまった方がいらっしゃいましたら、お作りしますので、事務局に連絡してください。

以上、10点となりますが、資料の漏れはなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれております。大塚会長に議事の進行をお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、どうぞよろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、8番、小倉雅樹委員、9番、飯山敏行委員をお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長をお願いいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第31号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、私自身が関係する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当することから、審議終了まで私が退席をさせていただきます。

また、議事の進行につきましては、本日は、4番、渋谷稔委員をお願いしたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

——— 1番 大塚会長 退席

4番 渋谷委員 副議長席へ移動 ———

○副議長 それでは、本議案につきまして、会長に代わりまして、暫時私が進行を務めさせていただきます。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件となります。

番号1、譲受人住所・氏名、譲受人は、ご覧の高速道路事業を営む法人となります。譲渡人は、次第に記載の9名となります。土地の所在は〇〇地区、全部で16筆ございまして、登

記地目・現況地目とも田です。合計面積は〇〇〇平米となります。権利の内容は3年間の賃借権の設定（一時転用）ということになります。

次に、隣の2ページをご覧ください。

申請地の概要についてですが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある農地（第1種農地）となります。

申請目的は、仮設道路、資材置場及び掘削表土の仮置場となります。

この場所は、第1種農地なので原則転用はできないところなんですけれども、不許可の例外規定というのがございまして、今年の8月に商業施設をやったときも不許可の例外規定を説明したんですけれども、その際とはまた別の不許可の例外規定が適用になります。法文でいいますと農地法施行規則第11条第1項第2号というところになるんですけれども、要は仮設工作物等の一時的な転用です。それをこの場所で行うことが認められる場合は、第1種農地の不許可の例外ということで許可対象とすることができるということで今回案件になっているものとなります。

申請理由としましては、平成30年6月に〇〇〇から〇〇〇間が開通の〇〇〇は現在50キロメートル区間が供用中ですが、休息施設が不足しており、安全かつ円滑な走行環境の向上を図るため、〇〇〇の新設が平成31年3月29日に事業認可を受けているところがございます。今年の8月に商業施設の申請が上がりまして、それを許可したところですが、今回は事業に伴う既設市道の付け替え整備に当たりまして、仮設道路、資材置場及びそれに伴う水田の掘削表土の仮置場が必要なため、一時的に転用するものとして申請されたものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、借地料、造成工事、道路工事費等の費用としてご覧の金額を〇〇〇、こちらに記載の〇〇〇というところから最終的にはお金を借りる形をとり、工事完了後に毎年〇〇〇にお金を返していくようなのですが、当面は自己資金で賄うということで金融機関の残高証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、土砂流出防止柵及び仮設道路ののり面にはシートを設置しまして、隣接地への被害を防止する計画となっております。

次に、1枚開いて3ページをご覧ください。場所の説明をいたします。もう御存じの場所だと思うので、簡単に説明させていただきます。

〇〇地区の〇〇〇のまず〇側、今回申請地が2か所に分かれております。〇〇〇計画地の〇側です。ここでまず1か所、次に〇のほうに行きまして、〇〇〇の約70メートル南側に行ったところなんですけれども、ここも申請地となっております。

土地利用計画のほうなんですけれども、隣の4ページをご覧ください。こちらがまず北側

の申請地となります。この太線で囲まれたところがまず申請地の1か所目になるんですけれども、湾曲しているところが仮設道路となります。ちょっと左のページ、位置図と一緒にご覧になっていただきたいのですが、〇〇〇を整備することによりまして、今〇〇〇周りの東西の道路ですね、こちらが機能を失ってしまうということで、この機能補償として付け替え道路を市の道路治水課と協議しまして造ることになっております。ずっと〇〇〇を囲むように付け替え道路が造られるんですけれども、まず、北側の〇〇〇の南側から、将来的には真っすぐ〇〇〇に接続する計画なんですけれども、〇〇〇を整備するときに高速から下りてくる、立体交差となる接続道路、〇〇〇の、これを造るために現在走っている〇〇〇は使えなくなります。上のほうから下ってくる道路の柱とか、そういうものを築造するので、そのために〇〇〇の北側、〇〇〇の西側にさらに付け替え道路を利用するための一時切り回し道路を築造するためにこちらの場所が必要になるということです。右側の土地利用計画図の中に四角い形で幾つか並んでいますけれども、こちらは仮設道路を造るに当たりまして、一回現在の水田の表土を30センチほど全部すき取ります。そのすき取った田んぼの土を工事完了後はまた元の水田に戻せるように、こういった形で山にしてシートをかけて養生する、そういう形になっております。このすき取った水田の土を置く場所自体も含めて全部最初はすき取るそうです。このすき取って仮置きした表土のほかに、資材置場としまして、つけ替え道路を造る際の道路側溝であるとか、ガードレール、排水ます、そのような資材を置くための資材置場を設置するということが計画されております。こちらが北側の申請部分です。

次に、まためくっていただいて、裏側の5ページをご覧ください。こちらが南側の申請地となります。太い線で囲まれたところが道路を挟んで3か所に分かれています。こちらが申請地、同様に四角くなっているのが田んぼの表土を取った土の仮置場です。そのほかにまた道路側溝等の資材置場、あと右側のほうは変圧器等の受電設備を設置する計画となっております。この変電設備というのは、パーキングのほうの造成工事の際に地盤改良とか、いろいろ大きな工事があるのですけれども、そのときに使用する電力のために必要だということです。仮設道路の計画断面図は隣の6ページのようになっておりますので、こちらは参考にご覧いただければと思います。一時転用なので、水田の土はほかの田んぼと混ざらないように、水田ごとに分けて大事にシートをかけて養生して、工事が終わった後はそれぞれの水田に戻すという計画ということでございます。

現地の様子は、またページのほうをめくっていただいて、7ページのほうをご覧ください。このような状況になっております。事務局からは以上です。

○副議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の10番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

17日に事務局から連絡があり、同日現地調査してまいりました。写真を見てのとおり、耕作した後で刈り取りのほうが終わって、きれいな状態を保っています。3年後、申請期間が終了した後にでも耕作のほうは問題なくできるかと思います。

以上です。

○副議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井孝美委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いします。

何かありませんか。

———— 委員より意見なし ————

○副議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

○副議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、大塚会長の着席をお願いいたします。

———— 1番 大塚会長 着席 ————

○副議長 それでは、議案第31号の審議が終わりましたので、議事の進行は会長に戻したいと思います。皆様のご協力ありがとうございました。

———— 4番 渋谷委員 自席へ戻る ————

○議長 渋谷委員、どうもありがとうございました。

◎議案第32号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次の議案第32号にまいります。特定都市農地貸付の承認の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の8ページをご覧ください。

議案第32号、件名が長くなるのですが、正式には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定都市農地貸付の承認の件となります。

こちらは、最初の都市農地の貸借の円滑化に関する法律、よく略されて貸借円滑化法と言われるのですが、こちらの規定が、その後の特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律、こちらは略されて特定農地貸付法とよく呼ばれるのですが、こちらに準

ずるということになっておりますので、並べるとこのようになってしまうのですけれども、こちらの案件ですね、前回の改選後初めて上がる案件ですので、ちょっと制度のほうの説明からさせていただきたいと思います。少し長くなってしまいますのですけれども、お聞きください。

まず、お手元の資料の資料1と資料1-2、こちらをご用意ください。まず、資料1-2のほう、よろしいでしょうか。資料1-2、市民農園の開設方法と書いてあります。こちらの1ページでございますように、市民農園の開設方法、3通りあります。まず、下のほうから説明しますと、下の長い長方形は、市民農園整備促進法という法律に基づいてつくる市民農園のことで、こちらは市民農園にトイレとか休息施設とか、そういった建築施設ですね、そういったものを併用して造るときに利用されるもので、こちらは八潮市でやっている市の市民農園、こちらがこの市民農園整備促進法に基づく市民農園となります。上のほうにいきまして、まず、農園利用方式、こちらは土地の所有者が市民農園を利用する人に実際土地を貸すわけではないのですけれども、土地の所有者がこの畑でいついつは何を作る、そういう計画を立てまして、市民農園の利用者はそれに従いまして農業を体験する、入園料を払って体験する、そういった形となります。まるきり貸すわけではないということです。

左の貸付方式というのは、区画ごとに利用者に農園を貸し出す方式、これが従来の特定農地貸付法という法律の下でやられていたのですけれども、平成30年に都市農地の貸借の円滑化に関する法律、こちらができてこちらでも利用できるようになりました。都市農地貸借円滑化法というところの都市農地というのは市街化区域内の生産緑地を指します。

次に、1枚開いていただいて、2ページをご覧ください。開設に必要な法律の手続です。今回のケースで見ていきますと、上のほうからいきまして、今回は申請者が所有者から農地の権利を取得して、賃貸借なんですけれども、貸借権を取得して借りてくるものとなります。下にいきますと、こちらは区画ごとに農地を貸し出しますので貸付方式となります。それで市民農園の施設の整備、建築物です。こういったものの整備はなしというと、法律手続は下の特定農地貸付法ということになるんですけれども、そのさらに下です。生産緑地につきましては都市農地貸借の円滑化に関する法律、こちらの適用が可能になるということです。

隣の3ページをご覧ください。3ページは、特定農地貸付法の説明なんですけれども、都市農地につきましても、都市農地貸借円滑化法は特定農地貸付法に準ずるので、同時にこちらの要件、貸借円滑化法についても適用となるものです。まず、特定農地貸付けといいますのは、ここに書いてございますように、市民農園の利用者への農地の貸付けのことを言いまして、次の4つの要件を満たすものを言いますということで、まず、①番目として、1区画10アール未満の貸付け、②番目として、相当数の者を対象とした貸付け、ですから、1人の貸付けではこの条件には当てはまらないということです。③番目としまして、貸付期間が5

年を超えないこと、④番目としまして、利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであること、こういった要件を満たす必要があります。それで、こちらの貸付けをするためには、その下に農業委員会の承認と書いてありますけれども、今言いました特定農地貸付けを行うためには、市民農園の開設者、今回の申請者です。こちらが農業委員会に申請して、その承認を受ける必要がありますということで今回の申請に至ったものとなります。

また、ページのほうを開いていただいて、右側の5ページのほうをご覧ください。こちらで都市農地貸借円滑化法の要点を説明します。こちらの法律というのは、平成30年に生産緑地内の農地を借りやすくするためにつくられた法制度となります。ですから、決して農家さんのやることをきつくしようというもの、そういう性質ではなくて、将来にわたって都市農地、生産緑地ですね、そういったものが残っていくように、農家さんを助けるため、そういった方針でつくられた法律となります。こちら、法律の仕組みなんですけれども、まず、都市農地貸借円滑化法といいますのは、農地を借りて市民農園を開設する人が対象となります。基本的な仕組みは、特定農地貸付法と同じなんですけれども、特定農地貸付法と違うところは、開設者が農地所有者から直接農地を借りることができるという点になります。3ページの一番下のほうにありますけれども、一番下の表の太い黒線で囲まれたところですよ。特定農地貸付法だと、農地を持ってなくて、市民農園を開設したい人が誰かから借りて市民農園を始めたいというとき、直接所有者から借りることはできなくて、市役所とか、そういうところと一旦協定を結んで、市役所などから所有者と調整して農地を借りていただいて、その上で申請ということだったんですけれども、貸借円滑法だと上の表なんですけれども、開設者は直接所有者から農地を借りることができる、このようになっております。この真ん中の表を見ますと、申請の際には、まず、真ん中の表の中ほどにありますけれども、①貸付協定ですね。これを申請書に添付、あと右のほうに②貸付規程というのがありますけれども、こちらでも作って申請書に添付して承認を申請することとなります。今言った貸付協定とか貸付規程はどういうものかといいますと、1枚めくっていただいて後ろの6ページ、この真ん中から下にありますけれども、まず、貸付協定といいますのは、当該農地の適切な利用を確保するための方法など、農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきこと、4つほど書いてありますけれども、①農地の管理法、②農業用水の利用調整方法、地域農業との調整方法、③貸付協定の実施状況についての報告に関する事項、④貸付協定に違反した場合の措置等、都市農地で開設する場合は、開設者が適切に利用していない場合、協定の廃止等を記載する必要があります。この④番目は、この法が施行されたときのポイントとなります。協定には必ず入っていないといけないものとなります。

次に、貸付規程です。貸付規程というのは、開設主体が特定農地貸付けについて、その実施・運営について定めたもの。内容的には、①農地の所在、地番、面積、②利用者の募集及

び選考方法、③貸付期間とその条件（賃料等）、そのほか④農地の適切な利用を確保するための方法、こういったものを添えて申請してくださいということになっているものです。

次の7ページからは、農園利用方式とか、市民農園整備促進法の説明、後ろは参考法文を載せておきましたので、興味のある方は後で見えていただければと思います。

こういった条件を満たしたものが資料1の特定農地貸付けの承認申請書となります。今説明しました貸付け協定とか貸付規程の内容ですね。その辺、盛り込まれていることは事務局のほうで確認しているところでございます。

それと、承認申請書の8ページをご覧ください。8ページというのは、都市農地所有者、今回の申請者です、この生産緑地所有者の両名の従事計画、こちらのほうに内容的には年間40日以上、従事する業務としては開設者が申請にかかる貸付け農地を適切に管理しているかの見回り、その他、必要に応じて開設者の除草等の促進、周辺住民からの苦情対応というのがありますけれども、なぜこういうのが載っているかといいますと、この貸借円滑法が施行される前は、特定農地貸付法によって市民農園を開設して誰かに貸した等、誰かに貸しちゃうわけですから、もしその土地が納税猶予の対象農地であったときには……、納税猶予というのは、自ら耕作しないと認められませんので、以前は特定農地貸付法で農地を貸し出すと自分はやらないわけだから、そこで納税猶予の期限が打ち切れちゃったところなんですけれども、この法の施行の際に、特定農地貸付法で農地を貸しても、その所有者がその農地の主たる従事者、一番働く方ですね、その人の1割以上働いていることが認められれば、納税猶予が継続されますということになりました。それで、今回の申請で、従事する日数、年間40日以上というのと、この農地でもし一番働いた人が1日も休まず365日働いたとすると、40日以上働ければ、その1割以上なので、それを満たしているということとなります。ですから、将来、生産緑地を諸事情がいろいろあって買取り申出するときに、主たる従事者の証明をすることになるんですけれども、そのときはこういった書類と、実際に従事していたかどうか、地元の農業委員さんに聞くとか、あとその人が農業日誌とか、そういうのを付けていた、そういうのを見ながら1割あったかどうかというのを判断することになるかと思います。そのような仕組みとなっております。

長くなりましたが、次第の8ページのほうに戻ります。申請者はご覧の法人となります。所在がご覧の2筆で、面積が2筆で〇〇〇平米、全部で89区画ございます。

場所のほうの説明をいたします。1枚めくって、9ページをご覧ください。市役所の〇側の出口を出まして、直進していきまして3つ目の信号、こちらを〇折して、〇〇〇方向に向かいます。〇〇〇の下を通過して、1つ目の信号を右折しまして〇方向に向かいます。そして〇〇〇を通り過ぎて150メートルほどの交差点を左折しまして200メートルほど進みますと、地図に着色したご覧の土地となります。

現地の様子は、隣の10ページなんですけれども、こちらは実は既にもう農園利用方式の農園としてこれまでも経営されていた場所となります。それが新しい法律ができたので、法律にのっとった形で改めてやりたいということで今回申請が上がってきたものとなります。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の7番、福岡達則委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。

先日の20日に現地の調査を行ってきました。写真で見て分かるように細かい区割りになっていて、秋野菜の収穫の真っただ中になっております。管理としては、私が見る限り、常駐している人がいまして、指導など管理は行き届いていると思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、福岡委員より、特定都市農地貸付けの承認の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

これはもともと前から市民農園として貸し付けてあったところで、特段問題はないかなという気がいたしますが、法律ができたからそれに則って改めて申請するという形なので。

それよりも皆さんにお聞きしたいのですが、市民農園のこの3つのやり方、これをできれば皆さんによく把握してもらいたいんですが、そのことで何か質問はございませんか。これから貸すとかする方において、自分でもできればあれですけれども、どの方式がいいのかなという……、どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、この市民農園の形というのは、商売というか、会社さんがお借りして、それで店子さんを見つける、そこで農業をやってもらうという、今までそういうのってありましたでしょうか。企業が入ってくるというのは。

○事務局 ここだけです。今までは所有者の方が自ら開設するかたちです。

○議長 これは何年か前から。

○9番（飯山敏行委員） ああ、これはもう長いのですか。企業さんが入っているということで、賃料というのはどういうふうになっているのですか。

○議長 資料1の2ページに載っています。

○9番（飯山敏行委員） そうなんです。

○議長 ちょっと見ていただくと、第4条のほうに。

○9番（飯山敏行委員） ああ。

○事務局 こちらには実際の貸付料ですよ、利用者の、それが載ってまして、あと今回の資料にはつけてないのですけれども、所有者とこちらの法人が契約した書類も上げられています。

○議長 企業のほうも賃料を……。

○事務局 この資料1の6番の土地の賃貸借契約書の写しがあります。

○議長 もし知りたい方は事務局のほうに行って聞いていただければ。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

以前より、何年か前から開設されているということで、利用状況は今現在どうなんですか。ほとんど埋まっているのですか。

○議長 事務局で、ちょっと分かる範囲でお願いします。

○事務局 何%とかぴったりは聞いてないんですけれども、見ている中で、一昔前、少し減っちゃったかなというような風景も見られたんですけれども、最近は、この間ぱっと見た感じなんですけれども、空きはほとんどなく、かなり埋まっているように見えました。市でやっている市民農園もそうなんですけれども、コロナ禍になってやはりやる人が増えてきて、興味を持つ方が増えてきたような感じは受けています。今、市の市民農園も空くとすぐ埋まって、今すぐと言っても空き区画がない状況、こちらも似たような状況ではないかなということは想定されると思います。

○12番（鈴木新一委員） 現在の市民農園の利用料と貸付規程に書かれている利用料とは、大分離れているような感じがするので、それだけ負担してやる方がいるのかなと、興味があったものですから。

○事務局 実際手ぶらで行っても大丈夫で、道具はそろっているし、ほかに種とか材料とかみんなあって、指導もしてくれるというやはり納得される方がおられるようです。

○議長 私も先日、事務局にお聞きしたんですけれども、これは随分高いなというふうに言ったのですけれども、でもそれでも結構入っているらしくて、私、何年か前に、もう五、六年前ですか、四市町の会長代理の研究会で1回見学に行ったことがあるんですよ。そのときにも大体ほとんど作付はしてあったような記憶なんですけれども、内容的に事務局に聞くと、要するに本当に手ぶらで行っても、種、道具を貸してもらって、管理、要するに世話とかもその業者さんがやってくれるらしくて、だからそういう点においては多少高くても、作って食べられるという意味で結構入っているのかなというふうに思ったんですけれども。

○議長 この場所、○の南側、もともと市民農園があったから。市民農園という名称ではなく……、安くはないですよ、入会金だけで○万○○○円するんですよ。そのほかに場所代、年間……

○9番（飯山敏行委員） すみません、生産緑地の土地ですよ、その土地をお貸しして、多

分賃料が発生して利益を上げている、利益が上がりますよね。申告しますけれども。

○議長 でも、考えると、何か集めても人件費とか種代とか全部出すから、ほとんどもうけは少ないんじゃないかなというふうな。

○9番（飯山敏行委員） 会社だから、別にその辺は。八潮市は生産緑地をいろいろやっている土地ですから、こういう事例は多分増えてきますよね。

○議長 増えていくような気がしますよね。

○12番（鈴木新一委員） 確かに都心のビルの上でやっているところもありますよね。あくまでも全然そういう関係ない人ができるということ。

○議長 そうですね。

○9番（飯山敏行委員） でも、今来ている業者さんは素晴らしい業者なのかもしれませんけれども、もしそういうのが違う業者さんだったりした場合は、ある程度見張りではないですけども、ある程度見ていないと、虫がわいたあの何だの、管理はあまりよろしくないような業者さんが来ると思うので。分かりました、すみません。

○議長 ほかに質問はございますか。

どうぞ。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。

この貸し農園に対しては近隣の苦情とかそういうのは、今までにないということですか。

○議長 どうですか、事務局。

○事務局 事務局にきたことはございません。

○議長 事務局にはないそうです。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第33号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の11ページをご覧ください。

議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてとなります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在はご覧の土地で、地目は登記地目・現況地目とも畑、ご覧の面積となっております。ちょっと小さい面積なんですけれども、こちらは主たる従事者の方が今年の2月に亡くなられた後、相続が発生して、この土地を相続者で分けて、今回の申請者、申出者になるんですけれども、その方から申請がありました。相続に当たってこちらの生産緑地を分筆しまして、この大きさの面積を買取り申出する。そういった計画で申請が上がってきたものとなります。

場所は、隣の12ページのほうをご覧ください。また市役所の○側の出口を出まして、真っすぐ進みまして、2つ目の信号のところで、○○○のある交差点に到達しますが、そこを真っすぐ行きまして、約60メートル行ったところの最初の交差点を○折します。○方向に70メートル進みまして丁字路交差点のところを○折した先の着色した部分が今回の申請地となります。○○○の少し北側です。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、後ろの13ページに、このような土地となっております。元の生産緑地はこれより広いですけれども、分筆した後の今回の申請地はこの点線で囲まれた、このような地形となっているところでございます。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の4番、渋谷稔委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○4番（渋谷 稔委員） 昨日、23日に現地調査に行ってみりました。写真でも見て分かるように非常にきれいに整備されていまして、隣の生産緑地もすぐにでも種をまけるような状態で、非常にきちんとされています。次男の方が申請するというので、宅地にして、家でも建てるのかなと思っているのですが、申請については問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と4番、渋谷委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ありませんか。

何か亡くなった方が管理されていたらしいのですが、ほかにもまだあるみたいですが、そんなに作付はしていらっしゃらなかったらしいのですが、管理だけはきちんとやっていたらしく、かなりきれいにしていたそうです。

それでは、質問ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用届出受理報告について

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について3件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について6件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしといたします。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。14ページから16ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 転用等届出受理報告について、何かご質問、ご意見ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件、報告事項が2件ございます。

初めに、協議事項、農地パトロールの実施結果について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2-1をご覧ください。皆さんにやっていただきました秋季の農地パトロール、こちらの今後の対応についてご確認いただきたいと思います。まず、資料2-1のほうの説明なんですけど、この表の左側のほうから説明しますと、地図ナンバー、担当委員、指摘した農地の土地の所在と番地、地目、面積、それとその土地の所有者、その右側が皆さんにやっ

ていただいたパトロールの結果となっております。

その後、事務局のほうで皆様に指摘いただいた土地を全て確認しまして、その後、草刈りされた土地はないかとか、あと地番のずれはないか、その辺を含めまして最終的な評価を丸か三角でしまして、今後の対応としまして、土地所有者に手紙を送るのですが、それが2種類ありまして、管理依頼文書と、管理依頼文書プラス利用意向調査、こういったものを送ることとなります。例年と同じなんですけれども、丸がついたところがそういった文書を送るところとなっております。基本的には遊休農地と指摘されたところは利用意向調査を発送するところなんですけど、既に事務局のほうに来ていただいてもう意向を把握している方であるとか、八一調査も含めまして、利用の意向が分かる方は、また意向を聞くとかどくなりますので、そういう方に対しては管理依頼文書のみということになっております。

送付する文書のほうをご確認いただきたいと思います。まず、資料2-2のほうをご覧ください。資料2-2のほうは、農地の利用意向調査です。こちらを含めてお願いする場合の文書となります。ちょっと中段のほうを読み上げますが、「さて、本会では農地法第30条の規定に基づき、農地の有効、かつ効率的な利用の促進を目的に、毎年、市内の農地について利用状況の調査を行っております。調査を行った結果、裏面に記載した農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（またはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる）ことから、適正に耕作、または管理されるようお願いいたします」、このような文書を発送いたします。提出期限は、余り長くても忘れられるといけないので、取りあえず12月12日締切りとさせていただきますと、こちらに土地の所有者さんが持っている土地のリストを記載しまして、さらにその下に注意書きとしまして、上記の農地は雑草が繁茂しており、そのまま放置すると害虫の発生や廃棄物の不法投棄等も誘発する可能性があります。近隣農地に迷惑をかけないよう所有地の適正な管理をお願いいたします。さらにお願いますような形で書面のほうを作りました。

相手に返送していただく利用意向調査の回答書、これが右側のページなんですけれども、こちらのほうに、対象の土地をあらかじめこちらのほうで打った形になっていまして、この表の右側に回答を該当する番号で記入してもらおう形となっております。

その番号というのは、下の4点で、①としまして、当該農地については、自ら耕作します。②としまして、当該農地については、第三者への売買または貸出しを希望します。農業委員会などによるあっせんを希望する場合です。③も同じく、第三者へ売買または貸出しを希望します。なんですけれども、これは農業委員会とかに頼らず、自ら受け手を探しますというときには③と書いてもらいます。④がその他、この4つの該当しているところを書いてもらって回答するような形、このように用意しております。

これに対しまして、意向がほぼ把握されている方に対しましては、資料2-3の管理依頼文書です。こちらのほうは、内容的には利用意向調査以外の部分、管理依頼文書と同じなんですけれども、中段のほうを読み上げますと、「さて、あなたが所有されている下記の農地については、雑草が繁茂し、耕作がされていない状況が見受けられます。このままでは害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する恐れがあり、近隣農地へ悪影響を及ぼす可能性があります。つきましては、雑草を除去し、農地の適正な管理をされるようお願いいたします」、このような形で郵送する形となっております。

2-1の一覧表、ここを見まして、もっとよく土地をもう一度確認したいと思われた場合は、後ろのほうに皆さんが返した調査票と、あと現地の写真とかそろえておりますので、あとでご確認したい場合はそれをご覧いただいて、何かご意見がありましたら、事務局のほうに寄せていただければと思います。今日皆さんにご了承いただければ、こういう形で手紙を出しますので、もし手紙を受け取った方からこの件に関するお問合せがあった際は、今農地がこういった状況になっているので、周りの農地に迷惑をかけないように適正に管理してください、そういった旨をお伝えいただければと思いますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長 　ただいま事務局より農地パトロールの結果と今後の対応についての説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○9番（飯山敏行委員）　9番、飯山です。

私も農地パトロールを経験して……、私の担当の地域の中で、皆さんにちょっと相談したいんですけども、私、隣地になっていまして、私の担当の1番なんですけれども、2枚目の私の担当の〇〇〇の〇〇-〇ですか、これ、すごくて、自然林が非常にたくさん生えていまして、もう森のようになっています。その隣に私のビニールハウスがあるんですけども、完全に影の状態非常に困っているんです。昔たしか一度農業員の皆さんにお見せしたことがあると思うんですけども、あれよりもさらにすばらしい状態になっていまして非常に迷惑しております。この場合には環境リサイクル課とか、そっちのほうにも言ったほうがいいんですか、隣地の人間として。あくまでも相談なんですけれども。

○事務局　少し前に、その土地に隣接する水路ですか、そちらのほうにも影響があるということと道路治水のほうにも話がきまして、道路治水課のほうからこの所有者の方に手紙で依頼したそうです。また、今委員さんからそういった意見を聞いたので、うちのほうで送るときも、先ほど説明した文書に一言加えてまた出してみようかなと思います。

○9番（飯山敏行委員）　環境リサイクル課とか、そっちのほうにも苦情を出してもいいんで

すか。違うのですか、ちらっと聞いたのですけれども。

○事務局 向こうは向こうで出してもらってもよいかと思います。

○9番（飯山敏行委員） 私も農業委員2期目になりますけれども、農地パトロール等皆さんと一緒に行了きましたけれども、ちょっと群を抜いているレベルなので、自分も困って相談したいんですけれども。

○事務局 道路治水課からも言っ、農業委員会からも言っ、環境サイドからもいけば、考えが前向きにすすむかもしれないので、よろしいかと思います。

○9番（飯山敏行委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

このパトロール結果の資料2-1の中で、所有者が書かれてないところは、これは分からないということなんですか。所有者が書いてないところがあります。

○事務局 書いてないところは、農地でないところとか、あと見に行ったら、ちょっと地番がずれて問題ない土地であるとか、そういうところはあえて書く必要がないなと思って書いてないところも、具体的に何番と言ってもらえれば。

○議長 ○○○とか、あと○○○にもありますね。

○事務局 6番ですが、ここは問題ない土地です。よくやられている方の土地だったので。

○議長 特に所有者が見つからないということはないんですか。

○事務局 そういうことではないです。

○議長 はい、分かりました。

ほかにございませんか。

○議長 ないようでしたら、利用意向調査書はこれでよろしいですか。前々からこういう形で出していらっしゃるとは思うんですが、よろしいですね。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 それでは、この利用意向調査書の発送についてよろしく願いいたします。

次に、来年は農業委員の改選の年になりますので、改選に伴う任命までのスケジュール（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、皆様、資料3になりますので、お手元にご用意ください。

今、会長がおっしゃったように来年は農業委員の改選の年となりますので、改選までのスケジュールにつきましてご説明したいと思っております。

農業委員会委員任命までのスケジュール（案）でございます。

農業委員の定数は変りなく15人、任期は令和5年8月24日から令和8年8月23日の3年間となります。

スケジュールでございますが、12月中旬に市から出しています「農業ニュースやしお第

53号」において、改選について掲載したいと思っております。そして年が明けまして1月10日の「広報やしお」において、改選についての記事を掲載したいと思っております。

2月1日水曜日農業委員の募集開始（推薦・公募）、2月18日土曜日、市ホームページで推薦・募集状況の中間公表、3月1日に募集期間終了となります。

3月9日木曜日、ホームページで推薦・募集結果を公表し、定数に満たない場合は再度募集、働きかけ等を行います。

農業委員会候補者評価委員会に候補者の評価を依頼し、3月下旬に八潮市農業委員会委員候補者評価委員会、推薦・応募された委員候補者を評価します。評価結果を市長に報告し、委員候補者を決定し、4月中旬、農業委員会委員任命議案を提出し、5月上旬、委員候補者に評価結果及び任命に係る手続状況について通知します。

6月下旬、令和5年第2回八潮市議会定例会で、委員の任命について同意の議決を得たいと考えています。

委員候補者に議決結果について通知し、8月24日、農業委員の任命、辞令交付を行う予定となっております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対して何かご質問はございますか。

募集期間が2月1日から28日までですか、2月いっぱい期間なので、その前にも12月とか1月とか、地域の集まりとかございましたら、そこでちょっと一言伝えてもらえればと思います。大体例年ですと前委員さんが口火を切って、次の候補、もしくは継続を考えてもらう形となっておりますが、地域推薦が多いので、地域の人と相談して決めてもらう形とはなりますが、まだ11月なので何とも言いがたいですが、一応頭には入れておいていただきたいと思います。

次に、報告事項2点目、令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会DVDの送付について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の4をご覧ください。

令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会DVDの送付についてということで、埼玉県農業会議のほうから通知とともにDVDが1枚だけ送られてきていまして、内容としましては約半数の方に8月22日にオンラインで受けていただいた研修会の内容となっております。

資料のほうは全員分頂いていましたので、資料を皆さんのほうに配布してありますし、あとアンケートのほうも回答いただいているので、特に新しい内容で新しいものというわけではないのですが、こちらの文書の「また」というところからありますように、「既に研修を受講された方についても、農地利用最適化活動推進のための振り返り研修資料としてご活用くださいますようお願いいたします」ということで届いておりますので、視聴されたい方が

いらっしゃいましたら、事務局のほうまでお声がけいただければ、ご自宅のほうへお持ち帰りいただいて研修していただければと思います。

そのほかにも、女性登用のための資料のDVDということで、皆さんにも見ていただけないのですけれども、もう1枚DVDがありますので。

以上です。

○議長 見たい方は事務局のほうに申し出てください。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和4年12月23日、25日ではなくて、25日が日曜日になりますので、23日金曜日になります。時間は午後2時から、場所は市役所の第二会議室、2階の第二会議室のほうで開催いたします。

出席人数につきましては、またこの先のコロナウイルスの感染状況により判断させていただいて、開催通知発送の際にお知らせいたしますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

○議長 それでは、最後に、皆さんから全体を通して何かございましたら、をお願いします。

○事務局 本日、看板のほうをお持ちしました。野菜泥棒が出ているので、ご希望される方がいたので、2枚ほど余計に持ってきていますので、帰りにもし必要な方がいらっしゃいましたらどうぞ。

○議長 ほかに何か。

ないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆さんご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。

皆さん大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時30分